令和４年度　第９回山北町農業委員会総会　会議録				
召集年月日	令和４年12月26日（月）			
召集場所	山北町役場防災対策室			
開・閉会日時	開会	令和４年12月26日　午前９時30分		
	閉会	令和４年12月26日　午前11時00分		
応（不応）招委員及び出席並びに欠席委員 出席　８名 欠席　３名 （凡例） ○　出席を示す △　欠席を示す ×　不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別	
	１番	杉山　照枝	○	
	２番	二宮　慶晃	△	
	３番	磯崎　加代子	○	
	４番	細谷　晋之	○	
	５番	三尋木　重夫	○	
	６番	髙杉　光男	○	
	推進委員 山北地区	瀬戸　利男	○	
	推進委員 向原地区	遠藤　隆雄	○	
	推進委員 岸地区	田渕　康男	○	
	推進委員 共和地区	杉本　君雄	○	
	推進委員 清水地区	山﨑　貞和	△	
会議録署名委員	５番	三尋木重夫	１番	杉山照枝
出席した事務局	事務局長	事務局員	尾崎、小澤、瀬戸	
会議に付した案件	別紙のとおり			
会議経過	別紙のとおり			

山北町農業委員会第９回総会会議録

令和４年12月26日

１　開会

２　議事録署名人

３　議案

事務局　：　本日は、忙しい中ご参加いただきありがとうございます。二宮委員と山﨑推進委員から欠席の連絡をいただいています。農業委員６名中５名が参加しているため、開催の要件を満たしています。それではよろしくお願いします。

１ページをご覧ください。議案第15号農地法第５条１項に基づく許可申請に対する意見について説明します。当該箇所は、[redacted]の合計[redacted]㎡です。

譲渡人の[redacted]から[redacted]へ賃貸借権を設定します。転用目的は駐車場で、近隣に新設される[redacted]駐車場として使用するためです。

２、３ページが申請書です。許可後から令和５年２月28日まで工事を行います。

４ページから７ページが全部事項証明書です。

８ページが位置図です。９ページが拡大図で、[redacted]の周辺です。

10ページが公図です。11ページが土地利用計画図兼写真方向図です。図のとおり、60台分の駐車場として利用されるとのことです。中央に向かって水が浸透するように勾配をつけるとのことです。

12ページから14ページが遠藤推進委員に確認していただいた時の写真です。ご覧のとおりみかん畑になっていることを確認しました。カイガラムシが発生しており消毒は出来ていないと思われます。

議長　：　現地を確認した遠藤推進委員から何かありますか。

遠藤推進委員　：　事務局の説明したとおり、耕起はされていますが、カイガラムシが発生しており消毒はあまりされていない印象がありました。お年を召しているので、自分ではなかなか出来ず、息子が近くに住んでいますが維持が困難なため仕方がないと思います。しかし、場所が平坦で耕作がしやすい場所になりますので残念ではあります。

議長　：　何か質問等はありますか。

杉本推進委員　：　駐車場の工期は２月末までになっていますが、工場はいつから稼働予定かわかりますか。

事務局　：　３月末には工場の工事が終わると聞いていますが、稼働予定までは把握していません。

議長　：　他に何かありますか。

三尋木委員　：　[redacted]が駐車場経営を行うのか。[redacted]との関係はどのような関係か。

瀬戸推進委員　：　[redacted]が[redacted]の[redacted]工場を請け負っている。

事務局　：　瀬戸推進委員の言うとおりです。補足となりますが今回、[redacted]から[redacted]に駐車場を60台分用意してほしいと要望がありました。これを受け

て、不動産賃貸業の資格を持っている[redacted]が工事を請け負い賃貸借の契約を結ぶと聞いております。

議長　：　平地でみかん栽培をしたいという人はいなかったのか。

事務局　：　特にいませんでした。

議長　：　農業委員会で申請が出てきたら、すぐに進達になってしまう。農地を活用していくには、遊休農地を借りてやりたい人にどんどんアプローチをする必要がある。転用の申請が出てきてもいいが、規模を拡大したい農業者に対してこういう場所があるがどうかと紹介して、どちらが申請者にプラスになるか考えていただき、農地を守ることを進めていく必要があると思う。申請が出てきて、進達するだけでは農業委員会の在り方としていいのか。

杉本推進委員　：　今後、休耕地が増えていく中で、農地を購入したい人がいた時に紹介出来るようにした方がいい。

遠藤推進委員　：　今回の申請地の隣に広い畑があるが、一部しか耕作をしていないので、今後耕作しなくなる恐れがある。この土地が誰のものかわからないので、後継者の有無や地権者の意向について確認できない。

議長　：　このような場合、地権者は教えてもらえるのか。

事務局　：　総会や農業委員の中で検討して、地権者の意向を確認するのは業務の範囲内だと思います。申請が出てきて誰か利用できないかという話がありましたが、ある人が農地転用等をした場合、その人や家族が出来ない場合、他の土地を持っているときに他の場所をどうするのか意向をきき先手を打つことは出来ると思います。申請が出てきたものに対して言っても効果は少ないと思います。先ほど新たな担い手ということで、農業アカデミーの新規就農相談会に参加しました。今後、山北で農業を行いたい人もいるのでリストアップして情報交換できるようにしなければいけない。来年に向けて農業委員と一緒に声掛けを行う必要がある。

田渕推進委員　：　農政時報に農地中間管理事業のことが載っているが、一般の人は知らないと思う。荒れている土地が増えてきたので、周知すれば登録してみようとなるのではないか。

議長　：　中間管理事業は広さや立地条件のいいところを求めています。中山間地域はなかなか動きづらいみたいです。町で中間管理事業の縮小版みたいなものが出来ればいいと思います。その他意見等はありますか。特になければ承認の方は挙手をお願いします。

全員　：　（全員挙手）

議長　：　全員挙手、よって議案第 15 号は承認されました。次に報告事項ということで非農地証明について説明願います。

4　報告事項

事務局　：　15、16 ページをご覧ください。非農地証明について説明します。申請者は[redacted]です。当該箇所は、[redacted]の合計面積[redacted]㎡です。

17 ページから 23 ページが全部事項証明書です。

24 ページが位置図です。25 ページが拡大図です。[redacted]から北に 300mほど進ん

だ先に対象地があります。

26ページが公図兼写真方向図です。

27ページから29ページが山﨑推進委員に確認していただいた時の写真です。全体的に砂利が堆積していることや石が散乱している状況を確認しました。こちらにつきましても、昭和47年の集中豪雨の際に農地が流された場所と聞いています。課税は10年以上前から雑種地になっていることを確認しています。今後は、山登りの時期になるとハイカー等の路上駐車が多いので、町が46台分ほどの駐車場を設置し、有効活用されるとのことです。以上です。

議長　：　何か質問はありますか。

瀬戸推進委員　：　全部事項証明書と申請書の名前が違うがなぜか。

事務局　：　全部事項証明書に載っている方はすでに亡くなっており、所有権移転をしていないためです。今後、所有権移転の手続きを行うとのことです。また所有権移転登記が終わっていなくても地目変更の手続きは可能ということを確認しています。

瀬戸推進委員　：　申請書の人物は、全部事項証明書に乗っている方の長男か。

事務局　：　長男であるかは確認していません。

瀬戸推進委員　：　相続相関図や遺産分割協議書等で確認したほうがいいのではないか。

事務局　：　事務局で確認すべきことなので、今後は相続相関図等で確認します。

議長　：　駐車場を設置すれば路上駐車は解消されるのか。

事務局　：　今までは路上駐車が多く、今回の対象地に行くまですれ違いが出来なかったので解消につながるのではないかと思います。警察も取り締まりを行わなかったり、地元を含め話し合いをしてきたが、ここまで言うなら町が駐車場を設置してくれという話がありました。警察は周辺に駐車場がないのに違反駐車を取り締まることが出来ないという見解です。取り締まりを行っても行く場所がないので別の場所にいくだけで、公的な駐車場もないので取り締まりはできないとのこと。沢に降りることが出来る場所は全て路上に停まっている状況のため、バスが往来する時に何百メートルもバックしてすれ違わないといけないことや、ゴミを捨てていく方がいるのでそこが一番の問題です。道路に駐車されると緊急車両が通行できないと困りますので、駐車場を設置して違反駐車を減らすことに繋がればということです。

杉本推進委員　：　駐車場の利用料は無料か。

事務局　：　無料で開放すると聞いています。

5　その他

議長　：　その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。

次回は1月25日9時30分からということでよろしいでしょうか。

全員　：　異議なし。

議長　：　では次回総会は、1月25日9時30分からということでよろしくお願いします。

6　閉会

議長　：　これで山北町農業委員会総会を閉会します。（１１：００）